

# 関西国際空港行きリムジンバスで 交通系ICカード全国相互利用サービスを開始します



このたび当社では、ICカード利用者の利便性向上を図るため、今まで未導入であった関西国際空港を発着するリムジンバス3路線で、PiTaPa・ICOCAをはじめとする交通系ICカードの全国相互利用サービスを開始します。

## 記

1. サービス開始日  
平成30年3月28日（水） 始発便から

2. ご利用可能路線

路線名	運行経路
奈良関空線	JR/近鉄奈良駅・天理（櫛本）～関西空港
学研関空線	学研けいはんなプラザ・学研奈良登美ヶ丘駅・近鉄学園前駅～関西空港
八木関空線	桜井駅・大和八木駅・高田市駅～関西空港

3. ご利用可能カード

交通系ICカード	発行会社
K i t a c a	北海道旅客鉄道株式会社
P A S M O	株式会社パスモ
S u i c a	東日本旅客鉄道株式会社
m a n a c a	株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシー
T O I C A	東海旅客鉄道株式会社
P i T a P a	株式会社スルッとKANSAI
I C O C A	西日本旅客鉄道株式会社
はやかけん	福岡市交通局
n i m o c a	西日本鉄道株式会社
S U G O C A	九州旅客鉄道株式会社

4. その他

- (1) 共同運行会社（関西空港交通株式会社）でも同サービスを提供いたします。
- (2) バス車内および当社案内所窓口では交通系ICカードへのチャージはできません。
- (3) 交通系ICカードをご利用いただけるのは片道運賃のみとなります。
- (4) 当社が発売するICカード乗車券「CI-C A」はご利用いただけません。

(5) 空港行きは予約制です。交通系 I C カードをご利用の方はお電話でご予約ください。

以 上

- ※「K i t a c a」は、北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ※「P A S M O」は、株式会社パスモの登録商標です。
- ※「S u i c a」は、東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ※「m a n a c a」「マナカ」は、株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシーの登録商標です。
- ※「T O I C A」は、東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ※「P i T a P a」は、株式会社スルッとKANSAIの登録商標です。
- ※「I C O C A」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ※「はやかけん」は、福岡市交通局の登録商標です。
- ※「n i m o c a」は、西日本鉄道株式会社の登録商標です。
- ※「S U G O C A」は、九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。